２　前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（通信販売における禁止行為）

第四十二条　［略］

（法第十五条の二第一項の主務省令で定める者）

第四十三条　法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（申込みの撤回等についての特約を表示する方法）

第四十四条　［略］

（電話勧誘販売における書面の交付等）

第四十五条　法第十八条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～九　略］

［条を削る。］

（通信販売における禁止行為）

第十六条　［同上］

（法第十五条の二第一項の主務省令で定める者）

第十六条の二　法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（申込みの撤回等についての特約を表示する方法）

第十六条の三　［同上］

（電話勧誘販売における書面の交付等）

第十七条　法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～九　同上］

第十八条　法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二　売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三　売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四　商品名及び商品の商標又は製造者名

五　商品に型式があるときは、当該型式

六　商品の数量

七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八　契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九　前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第四十六条　法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

［表　略］

［２・３　略］

第四十七条　法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　略］

第十九条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

［表　同上］

［２・３　同上］

第二十条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。 ［ロ～ト　同上］